

はばたけ、子どもたち！スポーツ応援金制度のご紹介

本市では、全国大会又は国際大会に出場する子ども達の活動を応援するため、「はばたけ、子どもたち！スポーツ応援金」を創設しました。制度の概要は次のとおりです。詳細は、市スポーツ推進課までお問い合わせ下さい。

1 対象者

応援金の対象者は、いずれにも該当する方です。

○18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある市民

※18歳以上に達していても、特別な事情により高等学校等に在学している方は含まれます。

○県大会以上を通過し、全国大会又は国際大会に出場する方

○全国大会については、次に掲げる団体が主催・共催する大会に出場する方

- 1) 公益財団法人日本オリンピック委員会に加盟している団体（準加盟・承認団体を含む。）
- 2) 公益財団法人日本スポーツ協会に加盟している団体（準加盟・承認団体を含む。）
- 3) 公益財団法人日本高等学校野球連盟
- 4) 公益財団法人日本リトルリーグ野球協会
- 5) 公益財団法人日本少年野球連盟

※大会の主催者が認める方法により、予選会への出場を免除された方は対象になります。

※学校部活動は対象となります。

2 応援金の額

個人 5,000円

団体 5,000円×チームのメンバーと対象となる大会に出場した人数

※メンバーが11人以上であるときは、50,000円をメンバーの人数で割った額（1円未満の端数は切り捨て）

3 対象とならない場合

次に該当する者は、応援金の支給の対象としないので、ご確認ください。

- ・ 出場者の交流のみを目的とする大会、予選会に出場した全ての選手・団体が出場できる大会の場合
- ・ 同一年度中に応援金又は茅ヶ崎市アスリート応援金を受けた場合
- ・ 学校の授業の一環で大会に出場した場合。

問い合わせ先 茅ヶ崎市文化スポーツ部スポーツ推進課

電話 0467-81-7149（直通） メール sport@city.chigasaki.kanagawa.jp